

基本目標3 とともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

現状と課題

経済情勢の変化等によって女性の社会進出が進む中、男女がともに対等なパートナーとしていきいきと働くことができる労働環境づくりは大変重要です。女性活躍推進法が制定されたことにより、国・地方公共団体や民間事業主は女性の採用や人材育成に関する事業主行動計画を策定することが義務付けられ、働く場における女性の活躍を推進する取組が求められています。

小郡市では農業もさかんに行われているため、農業における男女共同参画の推進も重要な視点となります。農業者を含めた全ての労働者が、自らの意思に基づいていきいきと働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、働く場における男女共同参画をより一層推進していくことが必要です。

施策の方向性

(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止

市内事業者に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行うとともに、市役所においても職場としてセクシュアル・ハラスメントを許さない環境をつくります。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発・情報提供を行います。	商工・企業立地課	施策内容変更
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針、要綱に基づき、防止策を講じるとともに、相談員による相談支援を行います。	人事法制課	

(2) 誰もが働きやすい労働環境づくり

市内事業所への啓発や求職者への就職支援に取り組むとともに、職場として男女が働き続けることができる市役所づくりに取り組み、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	男女が働き続ける条件整備	仕事と家庭の両立を支援するとともに、結婚や出産等に関わらず職員誰もが働き続けることができるよう、各種休業・休暇の取得促進をはじめとする勤務環境の整備充実を図ります。「小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男性職員の出産補助休暇を取得する割合を100%、育児休業取得率を20%以上となるように推進します。	人事法制課	
2	市内事業所への啓発	国、県と連携のもと、市内事業所に対して、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランス、育児休業・介護休業制度、労働基準法など男女共同参画及び労働に関する情報提供及び啓発を行います。 また、広報紙やホームページ等を通じて、労働者等に対する相談先の周知を行います。	秘書広報課 商工・企業立地課	施策内容変更
3	求職者の能力開発・再就職支援	求職者の能力開発や技術取得による就職支援の一つとして、パソコン講座を開催します。 また、妊娠や出産、育児等の理由でいったん退職した人を対象として、女性再チャレンジ講座の実施や、県等が主催するセミナー等の情報提供を行います。	商工・企業立地課 生涯学習課	
4	女性への起業支援	新規創業にかかる費用の一部を補助するなど取組を進めるとともに、創業支援事業計画に基づき商工会・日本政策金融公庫と連携した支援を行います。また、福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。	商工・企業立地課	施策内容変更
5	労働教育の推進	誰もが働きやすい環境で働き続けることができるよう、労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関する知識を習得するための啓発及び相談窓口の情報提供を行います。	商工・企業立地課	施策内容変更

(3) 農業で働く人たちの労働条件の改善

研修会等を通じて農業者への啓発及び能力向上支援に取り組むとともに、家族経営協定の推進や農村女性リーダーの育成等、男女がともにいきいきと働ける農村づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	農村における男女共同参画の啓発	農業者を対象とした研修会やイベント等において、男女の農業者の能力向上や農業者間の情報交換、男女共同参画に関する啓発を行い、農業における男女共同参画の意識づくりに努めます。	農業振興課	
2	家族経営協定の推進	認定農業者の再認定時などを活用して家族経営協定の趣旨やメリット等の説明を行い、認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合が25.0%以上になるようその締結を推進します。(平成29年度23.7%)	農業振興課	
3	農業従事者の能力向上支援	女性農業者が中心となり運営している直売所等が実施する講習会、先進地視察等の支援を行うとともに、農業者へのパソコン講座を実施するなど、農業に従事している男女の能力向上を支援します。	農業振興課	
4	農村女性リーダーの育成と支援	意欲的に農業に取り組む女性を、女性農村アドバイザー等に推薦し、研修会等を通じてリーダーとしての育成を行います。	農業振興課	

主要課題2 ともに支えあう子育て・介護の実現

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、就労形態が多様化し、労働時間の高止まりや共働き世帯の増加により、男女がともに家事や育児、介護などを支え合っていくことが重要になっています。固定的な性別役割分担にとらわれることなく、家庭内の仕事を分担できるよう、男性の家事・育児等への参画を促進するとともに、子育てや介護に関する公的支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランス及び家庭における男女共同参画を推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 男性の育児等への参画促進

男性が参加しやすい家事・育児等に関する各種教室・講座等を開催し、男性の積極的な参画を促進します。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	男性の家事等や地域活動への参画の推進	料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。	生涯学習課 コミュニティ推進課	
2	男性への子育て・家庭教育支援	父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会等を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。	子ども育成課	

(2) 子育て支援の充実

子育て家庭を公的に支援するため、各種子育て・保育サービスの提供や相談支援の充実、子育て連絡会の機能強化を図ります。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	子育て支援事業の充実	子育て支援センターやつどいの広場「ぽかぽか」の充実をはじめ、シルバー人材センターにおけるシルバーママサービスの活用や、ファミリーサポートセンターについて検討を行う等、地域における子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課 保育所・幼稚園課	
2	子育てに関する相談体制の充実	子ども総合相談センターの職員と子育て支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	施策内容変更
3	多様な保育サービスの提供	延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、さまざまなニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。	保育所・幼稚園課 子育て支援課 子ども育成課	
4	子育て連絡会の充実	母子保健の充実を目的に子育てに関わる組織で構成する「子育て連絡会」の機能を強化し、統合した情報誌の発行のほか、事業内容の情報交換、企画調整を行い、より多面的な施策を市民に提供します。	子育て支援課	

(3) 介護支援の充実

高齢者を介護する家庭などの介護者が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、各種サービスの提供による負担軽減や介護者への啓発を行います。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種サービスの提供や、それらに関する情報提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。	介護保険課	
2	介護者への啓発	性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないように、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。	介護保険課	

主要課題3 多様な家族への支援

現状と課題

家族形態が多様化する中、ひとり親家庭も増加傾向にあります。

ひとり親家庭では、経済的な問題をはじめ、家庭と仕事、育児など生活上のさまざまな問題を一人で抱え、不安定な状況に置かれがちです。こうした、ひとり親家庭を含むさまざまな家庭が自立して安定した生活を送ることは、男女が等しく社会に参画していくためにも重要なことです。そのため、あらゆる家庭が安心して暮らせるよう、多方面から生活を支援していく必要があります。

施策の方向性

(1) ひとり親家庭等への支援

各種制度の周知を行うとともに、その活用を通じてひとり親家庭への生活支援に取り組みます。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	子ども育成課	
2	母子・父子自立支援	市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じ、関係機関と連携のもと相談者の自立支援につなげます。	子育て支援課	
3	ひとり親家庭等日常生活支援業務	ひとり親家庭等に対して家庭介護人を派遣し、子どもの送り迎えや、親が帰宅するまでの保育及び家事の援助などを行うことで、ひとり親家庭等の支援を行います。	子育て支援課	